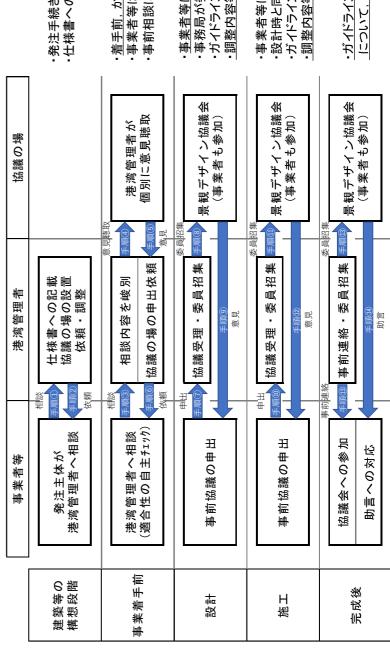
## (仮称) について (案 ドナイン弦響外 本港区エリア景観・

## (回的)

鹿児島港本港区景観ガイドラインの反映状況を確

まちづくり・建築政策 特別アドバイザー まちづくり懇談会 本港区エリア 必要に応じ助言依頼 必要に応じ相談 鹿児島港本港区エリアにおいて,建築物の建築等を実施する際,鹿児島港本港区認・調整する協議会を設置し,本港区エリアの良好な景観形成と魅力向上を図る。 助言等 【役割】 ガイドラインの反映状況の確認・調整を行う協議の場 景観ガイドラインアドバイザー (ガイドライン策定時の県職員) 鹿児島市の関係課(調整会議参加の宛職) 本港区エリア景観・デザイン協議会(仮称) 【委員】・専門家(調整会議参加の有識者等 委員以外の事業者等も参加 账

## 【ガイドラインの反映状況の協議に係る概略フロー】



発注手続き前に, 発注主体(民間・行政含む)が港湾管理者へ相談 仕様書への記載や協議の場を設けることについて共有

- 着手前, かつ, 計画を変更できる時期に, 港湾管理者へ相談
- 事業者等は,配慮事項との適合性チェックを行い,相談事項とともに提出
  - 事前相談において, 事務局が相談内容を協議会委員へ意見聴取
- 事業者等は、「景観・デザイン協議会」との協議の場を申出
- ・事務局が委員及び事業者等を招集
- ・ガイドラインの反映状況を協議会で確認・調整し、 意見調整内容等に応じ、 反映状況を確認するため、 複数回の開催あり
- 事業者等は,設計時のガイドラインの反映状況に疑義がないか確認
  - 設計時と同様の流れで、事業者は協議の場を申し出
- 調整内容等に応じ、反映状況を確認するため、複数回の開催あり ガイドラインの反映状況を協議会(現場)で確認・調整し, 意見
- ・ガイドラインの反映状況や,これまでの協議会での意見を踏まえた対応状況 について,完成(供用)後,協議会で現地を確認し,事業者等へ助言を行う。